

新潟県ゴルフ連盟ジュニア会員制度規約

(目的)

新潟県内に在住する子どもたちへのゴルフの普及、啓発事業を行いジュニアゴルファーの育成とゴルフの振興に寄与することを目的とする。

(事業)

1. 研修会の開催
2. 各種競技会の開催
3. その他ジュニア育成に必要な事業

(会員資格)

1. 新潟県内在住で小学校3年生から高校3年生までの男女
2. 保護者が新潟県内に在住していること
3. 担ぎ、セルフカートによるプレーが出来る方
4. 日本ゴルフ協会のジュニア登録をされている方
5. その他新潟県ゴルフ連盟が推薦する者

(登録制度)

新潟県ゴルフ連盟ジュニア会員登録は、新潟県ゴルフ連盟ジュニア会員加入申込書により登録すること

(加入金および年会費)

加入金なし、年会費は5,000円とする。

(付則)

平成22年1月21日制定

平成29年1月23日改訂